

(別添3)

審査基準及び標準処理期間

所属名	商工労働観光部商業・経営支援課組合担当
担当者職氏名	主事 生地 悟
内線番号	4826

No.	項目	内容
①	処分名	特定商工業者負担金賦課の許可
②	法令名	商工会議所法
③	法令番号	昭和28年8月1日法律第143号
④	根拠条項	第12条第1項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	第12条 商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費に充てるため、政令の定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けて、特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課することができる。
⑦	審査基準	・商工会議所法施行令(昭和28年9月30日政令第315号)第4条 ・「商工会議所法に係る権限委任事務取扱い要領」(昭和62年6月15日2商振第508号)第3
⑧	経由機関名	広域振興局
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)申請のあった日から20日以内
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	商業・経営支援課組合担当(075-414-4826)
⑬	備考	